

29文科初第1390号
障発0131第2号
平成30年1月31日

平成30年12月13日一部改正
令和元年10月23日一部改正
令和元年12月13日一部改正
令和2年10月13日一部改正
令和3年10月13日一部改正
令和4年7月28日一部改正
令和5年5月26日一部改正
令和7年5月9日一部改正

各 都 道 府 縿 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長
各 関 係 団 体 の 長
各 地 方 厚 生 (支) 局 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 殿
大学を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学を設置する公立大学法人を設立する
各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の
取扱い等について

公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号。以下「法」という。）の施行については、「公認心理師法の施行について（平成 29 年 9 月 15 日付け 29 文科初第 875 号・障発 0915 第 7 号）」をもって通知したところであるが、今般、法第 7 条第 3 号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について別添のとおりとしたので、貴職におかれでは、これらの趣旨を御理解の上、都道府県教育委員会、管内市区町村、関係団体等に周知願いたい。

[本件担当]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話：03-5253-1111（内線 3113）
E-mail：koninshinrishi@mhlw.go.jp

別添

公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について

第1 審査対象者

- 1 日本の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）において公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第1条の2に規定する科目を修めて卒業し、かつ、外国の大学院において心理に関する科目を修めてその課程を修了した者又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの者
- 2 外国の大学において心理に関する科目を修めて卒業し、かつ、日本の大学院において施行規則第2条に規定する科目を修めてその課程を修了した者又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの者
- 3 外国の大学において心理に関する科目を修めて卒業し、かつ、日本において施行規則第5条に規定する施設で2年以上法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した者又は認定年度の3月31日までに2年以上法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事する見込みの者
- 4 外国の大学において心理に関する科目を修めて卒業し、かつ、外国の大学院において心理に関する科目を修めてその課程を修了した者又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの者
- 5 1から4までによらず大学院の課程修了相当の外国の心理職資格を得た者
- 6 法施行日前に日本の大学等に入学し施行規則第1条の2に規定する科目のうち別表に定める科目を修めて卒業し、日本の大学院に令和4年3月31日までに入学し法施行日以後に施行規則第2条に規定する科目を修めてその課程を修了し、申請日時点で施行規則附則第6条に規定する施設において現に法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者

第2 審査方法

審査対象者から提出された申請書類により、審査対象者が法第7条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有しているか否かについて、第3の認定基準に基づき審査を行う。申請方法の詳細については、別途厚生労働省ホームページに掲載する。

第3 認定基準

第1の1～5に該当する者で、以下の1から4までの認定基準を満たしたものに対し公認心理師試験の受験資格を認定する。

1 外国の大学及び大学院の入学資格及び教育年限

第1の1又は5に該当する者は以下の(2)、第1の2又は3に該当する者は以下の(1)、第1の4に該当する者は以下の(1)及び(2)のそれぞれの基準を満たすこと。ただし、教育制度の相違を考慮する場合がある。

(1) 外国の大学の入学資格及び教育年限

- ① 入学資格：高等学校卒業以上（修業年限12年以上）
- ② 教育年限：4年以上

(2) 外国の大学院の入学資格及び教育年限

- ① 入学資格：大学卒業以上（修業年限16年以上）
- ② 教育年限：2年以上

2 専門科目の履修時間等

外国の大学及び大学院において、それぞれ一貫した専門教育を受けていること。複数の大学等で履修した科目を合算することはできない。なお、第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる必要な基準を満たすこと。ただし、施行規則第1条の2及び第2条に規定する科目を満たす程度については、外国の大学及び大学院における教育内容の相違を考慮する場合がある。

(1) 第1の1又は5に該当する者

外国の大学院における心理学等の履修（見込）専門科目（施行規則第2条に規定する科目に含まれる事項を概ね満たす科目）の合計の時間数が990時間以上であること。

(2) 第1の2又は3に該当する者

外国の大学における心理学等の履修専門科目（施行規則第1条の2に規定する科目に含まれる事項を概ね満たす科目）の合計の時間数が1,790時間以上であること。

(3) 第1の4に該当する者

外国の大学における心理学等の履修専門科目（施行規則第1条の2に規定する科目に含まれる事項を概ね満たす科目）の合計の時間数が1,790時間以上であり、かつ、外国の大学院における心理学等の履修（見込）専門科目（施行規則第2条に規定する科目に含まれる事項を概ね満たす科目）の合計の時間数が990時間以上であること。

3 教育環境

教員数等が、施行規則第1条の2及び第2条に規定する科目を開講している大学等及び大学院と同等以上と認められること。

4 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業した者（中等教育学校を卒業した者その他その者に準ずるものを含む。以下同じ。）以外のものについては、日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ。）の認定を申請日時点で受けていること。

第1の6に該当する者で、以下の1から2までの認定基準を満たしたものに対し公認心理師試験の受験資格を認定する。

1 専門科目の履修内容等

日本の大学等において、一貫した専門教育を受けていること。複数の大学等で履修した科目を合算することはできない。なお、施行規則第1条の2に規定する科目のうち別表に定める科目の「含まれる事項」を含む科目を、法施行日前に入学した日本の大学等において履修し、当該履修科目数が別表に定める各分類の必要科目数及び延べ23科目以上の科目数であることを満たすこと。

2 実務経験

申請日時点で施行規則附則第6条に規定する施設において現に法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として1か月以上行っていることが客観的に明らかであること。

第4 提出書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出すること。

1 公認心理師試験受験資格認定願〔様式1〕

写真（申請前6か月以内に脱帽正面で撮影）をデータで貼付けすること。

2 履歴書〔様式2〕

学歴については、日本の小学校に相当する学校からの入学・卒業・課程の修了年次を各々の学校について西暦で記入すること。小学校から高等学校までの修業年限が12年未満の場合は、その事情が分かる書類を添えること。

3 以下の（1）から（3）までの書類のうち、いずれか一つ

（1）住民票の写し（本籍地（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号が記載されていないもの。）

（2）戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書（日本国籍を有する者に限る。）

（3）旅券の写し（顔写真・旅券番号記載ページ）（外国籍の者に限る。）

4 第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる書類

(1) 第1の1又は5に該当する者

- ① 課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の入学資格（大学卒業以上（修業年限16年以上））及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）
- ② 課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の教員数等を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の3を満たすことを明らかにした部分）

(2) 第1の2又は3に該当する者

- ① 卒業した外国の大学の入学資格（高等学校卒業以上（修業年限12年以上））及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）
- ② 卒業した外国の大学の教員数等を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の3を満たすことを明らかにした部分）

(3) 第1の4に該当する者

- ① 卒業した外国の大学、かつ、課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の入学資格（高等学校卒業以上及び大学卒業以上（修業年限12年以上及び16年以上））及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）
- ② 卒業した外国の大学、かつ、課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の教員数等を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の3を満たすことを明らかにした部分）

5 第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる書類

(1) 第1の1に該当する者

- ① 日本の大学等の卒業証明書・科目履修証明書（第1の1）〔様式3〕
- ② 課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の修了証書の写し又は修了（見込）証明書
- ③ 課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の成績証明書（履修見込証明書）並びに申請者の履修当時の心理学等の履修（見込）専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類（シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。）
- ④ 外国大学院の履修（見込）専門科目の内容確認表〔様式4〕

(2) 第1の2に該当する者

- ① 卒業した外国の大学の卒業証書の写し又は卒業証明書
- ② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに申請者の履修当時の心理学等の履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類（シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。）
- ③ 外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式5〕
- ④ 日本の大学院の修了（見込）証明書・科目履修（見込）証明書〔様式6〕

(3) 第1の3に該当する者

- ① 卒業した外国の大学の卒業証書の写し又は卒業証明書
- ② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに申請者の履修当時の心理学等の履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類（シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。）
- ③ 外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式5〕
- ④ 「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（平成29年12月8日付け29文科初第1166号・障発1204第3号）第9の2によるプログラム修了証の写し又はプログラム修了見込証の写し

(4) 第1の4に該当する者

- ① 卒業した外国の大学の卒業証書の写し又は卒業証明書
- ② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに申請者の履修当時の心理学等の履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類（シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。）
- ③ 外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式5〕
- ④ 課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの大学院の修了証書の写し又は修了（見込）証明書
- ⑤ 課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの大学院の成績証明書（履修見込証明書）並びに申請者の履修当時の心理学等の履修（見込）専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類（シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。）
- ⑥ 外国の大学院の履修（見込）専門科目の内容確認表〔様式4〕

(5) 第1の5に該当する者

- ① 課程を修了した外国の大学院の修了証書の写し又は修了証明書
- ② 課程を修了した外国の大学院の成績証明書並びに申請者の履修当時の心理学等の履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類（シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。）
- ③ 外国の大学院の履修（見込）専門科目の内容確認表〔様式4〕
- ④ 大学院の課程修了相当の外国の心理職の資格証等の写し
- ⑤ ④に関する根拠法令・取得要件等

(6) 第1の6に該当する者

- ① 日本の大学等の卒業証明書・科目履修証明書（第1の6）〔様式7〕
 - ②（該当者のみ）日本の大学等の履修専門科目の内容確認表（第1の6）〔様式8〕
 - ③（該当者のみ）科目を修めて卒業した日本の大学等の成績証明書及び申請者の履修当時の心理学等の履修専門科目の内容を明らかにした書類（シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。）
 - ④ 日本の大学院の修了証明書・科目履修証明書（第1の6）〔様式9〕
 - ⑤ 実務経験証明書（第1の6）〔様式10〕
 - ⑥（該当者のみ）会社・法人登記簿謄本等
- 6 日本語能力試験N1「認定結果及び成績に関する証明書」の写し（日本の中学校及び高等学校を卒業した者以外のものに限る。）
- 7 旧姓が記載された公的な証明書（提出書類に記載されている氏名が複数ある場合に限る。）
- 8 1から7までの書類のほかに、必要に応じて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室が提出を求める書類

※ 注意事項

- 1 提出書類は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に、原則、電子媒体で提出すること。なお、締切期日の17時までに受信が確認できたものを有効とする。
 - (ア) 提出書類は、全体を1つのPDFファイルとし、ファイル全体に対して必ず通し番号（ページ番号）及びしおり機能によるしおり（見出し）を電子上付すこと。（手書きの通し番号は不可）
 - (イ) PDFファイルを画面上で表示したときに、画面を回転させずにそのまま閲覧できるよう、適宜書類の向きを調整すること。
 - (ウ) 提出書類を作成する際は、エクスポート機能やPDF編集ソフト等を利用し、書類全てをスキャナで読み取るなどの方法により作成することは控えること。

- (エ) ファイル容量が 10MB を超える場合は、10MB を目安に提出書類ごとにファイルを分割し、ファイル名に「01_(〇〇※書類名) …、02_(〇〇※書類名) …」とそれぞれ連番及び書類名を付し、メールを複数回に分けて送信すること。
- (オ) 第 1 の 1 又は第 1 の 5においては外国の大学院の履修（見込）専門科目の内容確認表〔様式 4〕、第 1 の 2 又は第 1 の 3においては外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式 5〕、第 1 の 4においては外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式 5〕及び外国の大学院の履修（見込）専門科目の内容確認表〔様式 4〕、第 1 の 6においては日本の大学等の履修専門科目の内容確認表（第 1 の 6）〔様式 8〕（該当者のみ）を PDF ファイルの他にエクセルファイルでも別途提出すること。

なお、第 4 の 8 に定める書類の提出を求める場合があるため、締切期日に限らず早めに書類を提出すること。また、書類の修正等が必要になる場合があるため、書類は手書きではなく、PC 等を用いて電子ファイルに入力したもののが望ましい。

- 2 第 4 の提出書類のうち外国語で記載されているものは、全て日本語訳を添付すること。

英語以外の外国語で記載されているものは、外部機関に委託して作成した日本語訳又は英語訳、及び翻訳証明書を添付すること。なお、外部機関に委託して作成した英語訳を添付する場合は自身で作成した日本語訳を添付すること。

また、書類は、第 4 の提出書類に記載されている番号の昇順に揃え、原文、日本語訳の順とすること。

- 3 認定基準を満たすことの証明においては、大学等により発行された書類などをもって客観的に明らかに証明すること。

- 4 第 1 の 1～5 の認定申請を行おうとする者は、あらかじめ厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に相談すること。

大学等における公認心理師となるために必要な科目		
大学等における公認心理師となるために必要な科目名		含まれる事項
I	1 ※ 心理学概論	① 心理学の成り立ち ② 人の心の基本的な仕組み及び働き
	2 臨床心理学概論	① 臨床心理学の成り立ち ② 臨床心理学の代表的な理論
	3 心理学研究法	① 心理学における実証的研究法（量的研究及び質的研究） ② データを用いた実証的な思考方法 ③ 研究における倫理
	4 心理学統計法	① 心理学で用いられる統計手法 ② 統計に関する基礎的な知識
	5 心理学実験	① 実験の計画立案 ② 統計に関する基礎的な知識
	6 知覚・認知心理学	① 人の感覚・知覚等の機序及びその障害 ② 人の認知・思考等の機序及びその障害
	7 学習・言語心理学	① 人の行動が変化する過程 ② 言語の習得における機序
	8 感情・人格心理学	① 感情に関する理論及び感情喚起の機序 ② 感情が行動に及ぼす影響 ③ 人格の概念及び形成過程 ④ 人格の類型、特性等
	9 神経・生理心理学	① 脳神経系の構造及び機能 ② 記憶、感情等の生理学的反応の機序 ③ 高次脳機能障害の概要
	10 社会・集団・家族心理学	① 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程 ② 人の態度及び行動 ③ 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響
	11 発達心理学	① 認知機能の発達及び感情・社会性の発達 ② 自己と他者の関係の在り方と心理的発達 ③ 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達 ④ 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方 ⑤ 高齢者の心理
	12 障害者・障害児心理学	① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要 ② 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援

大学等における公認心理師となるために必要な科目		
大学等における公認心理師となるために必要な科目名		含まれる事項
III	13 心理的アセスメント	① 心理的アセスメントの目的及び倫理 ② 心理的アセスメントの観点及び展開 ③ 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査） ④ 適切な記録及び報告
	14 心理学的支援法	① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界 ② 訪問による支援や地域支援の意義 ③ 良好的な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法 ④ プライバシーへの配慮 ⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援 ⑥ 心の健康教育
	15 心理演習	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、かつ、事例検討で取り上げること。 （ア）心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 （1）コミュニケーション （2）心理検査 （3）心理面接 （4）地域支援 等 （イ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 （ウ）心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ （エ）多職種連携及び地域連携
	16 心理実習	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の分野の施設において見学等による実習を行うこと。 （ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ （イ）多職種連携及び地域連携

大学等における公認心理師となるために必要な科目		
大学等における公認心理師となるために必要な科目名		含まれる事項
IV V	17	健康・医療心理学
	18	福祉心理学
	19	教育・学校心理学
	20	司法・犯罪心理学
	21	産業・組織心理学
	22	人体の構造と機能及び疾病
	23	精神疾患とその治療

(注1) 履修科目が、大学における公認心理師となるために必要な科目（以下「必要な科目」という。）の「含まれる事項」を含んでいれば、科目名に関わらず必要な科目を履修したものとみなす。

(注2) I（1～5）については、2科目以上履修が必要かつ延べ10科目までの履修を認定する。

(注3) II（6～12）については、3科目以上履修が必要かつ延べ10科目までの履修をする。

- (注4) III (13～16) については、2科目以上履修が必要かつ4科目までの履修を認定する。履修した科目を延べとして認定することはできない。項番16の科目については、施設の分野及び時間数を問わない。
- (注5) IVV (17～23) については、2科目以上履修が必要かつ延べ10科目までの履修を認定する。
- (注6) I (1～5)、II (6～12)、III (13～16)、IVV (17～23) より延べ23科目以上を履修が必要。
- (注7) 一つの必要な科目に対応しているとした履修科目を、他の必要な科目に対応する科目とすることはできない。

*項番は、指定試験機関である一般財団法人公認心理師試験研修センターの受験申込みの証明書の記載に準じている。